

参考資料（国税）

（試算の前提等）

試算の前提等

税制調査会本体会合及び作業チームにおける議論を通じ、基幹税などの個々の税目に関して、以下のような前提や事実関係に基づいて試算を行った。

試算の前提と考え方

1. 総論

- (1) 税収については、平成 22 年度決算額を基本とし、平成 23 年度税制改正の影響等を織り込むなど所要の調整を加えたものをベースに機械的に試算を行っている。なお、実際の税収は、経済情勢などの要因で変動する。
- (2) 税制措置の期間については、「復興の基本方針」において、「償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。」とされたことを踏まえ、集中復興期間（5 年）及び復興期間（10 年）を踏まえつつ、個別税目ごとにその特徴や税収、我が国経済との関係などにも留意しながら、それぞれ設定した。

2. 所得税

- (1) 現行の所得税額に対して一定の税率を課税する時限的な付加税を創設するとの前提で試算している。
 - ・ 納税義務者：所得税の納税義務者と同じ
 - ・ 源泉徴収：所得税の源泉徴収義務者が、所得税と併せて徴収・納付
(注) システム変更等に伴う所要の準備が必要
 - ・ 課税標準：所得税額
- (2) 具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援するため、平成 3 年度の時限的措置（1 年間）として創設された「法人臨時特別税」と同様、所得税額を課税標準とし、一定の税率を乗じて計算される付加税を課す仕組みを前提としている。
- (3) あらゆる所得について、同一の付加税率を課すものとして試算している。
- (4) 平成 23 年度改正事項は、格差是正や就業構造の変化等に対応する観点から、
 - ・ 給与所得控除の見直し
 - ・ 退職所得課税の見直し
 - ・ 成年扶養控除の見直し等の見直しを行うこととしている。これらの改正事項による増収見込額は、交付税分を除き 1,436 億円である。（交付税分：676 億円）

3. 法人税

- (1) 「復興の基本方針」を踏まえ、平成 23 年度税制改正（法人実効税率の引下げ＋課税ベース拡大）の実施を確保するとの前提で試算している。
- (2) 法人税額に対して一定の税率を課税する時限的な付加税を創設するとの前提で試算している。
 - ・ 納税義務者：法人税の納税義務者と同じ

・課税標準：法人税額

(3) 具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援するため、平成3年度の時限的措置(1年間)として創設された「法人臨時特別税」と同様、法人税額を課税標準とし、一定の税率を乗じて計算される付加税を課す仕組みを前提としている。

(4) 平成23年度改正事項は、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等の観点から、法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大を行うこととしている。既に成立した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた政策税制措置等(▲656億円)と併せ、これらの改正事項による減収見込額は平年度で▲7,758億円である。

4. 消費税

(1) 消費税率に一定の税率を上乗せし、上乗せ部分を復興財源に充てるとの前提で試算している。

・納税義務者：消費税の納税義務者と同じ

・課税対象：消費税の課税対象と同じ(国内における課税資産の譲渡等及び外国貨物の保税地域からの引取り)

(2) 納税義務者となる事業者の事務負担を可能な限り抑制する観点から、基本的に現行消費税と同じ仕組みを前提としている。

5. 相続税

(1) 平成23年度税制改正の実施を確保するとの前提で試算している。

(2) 平成23年度税制改正においては、バブル崩壊後の地価の下落にもかかわらず、基礎控除の水準が据え置かれてきたこと等により低下している資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する等の観点から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直しを行うこととしている。また、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図るための贈与税の軽減等を行うこととしている。これらの改正事項による増収見込額は、2,802億円である。

(3) 平成23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ、全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。(別紙参照)

6. たばこ税

たばこ税・たばこ特別税に加え、別途、たばこに対し臨時の特別税を創設するとの前提で試算している。なお、時限的な措置であることを踏まえ、可能な限り簡素な仕組みとする観点から、現行のたばこ特別税と同様の仕組みを前提としている。

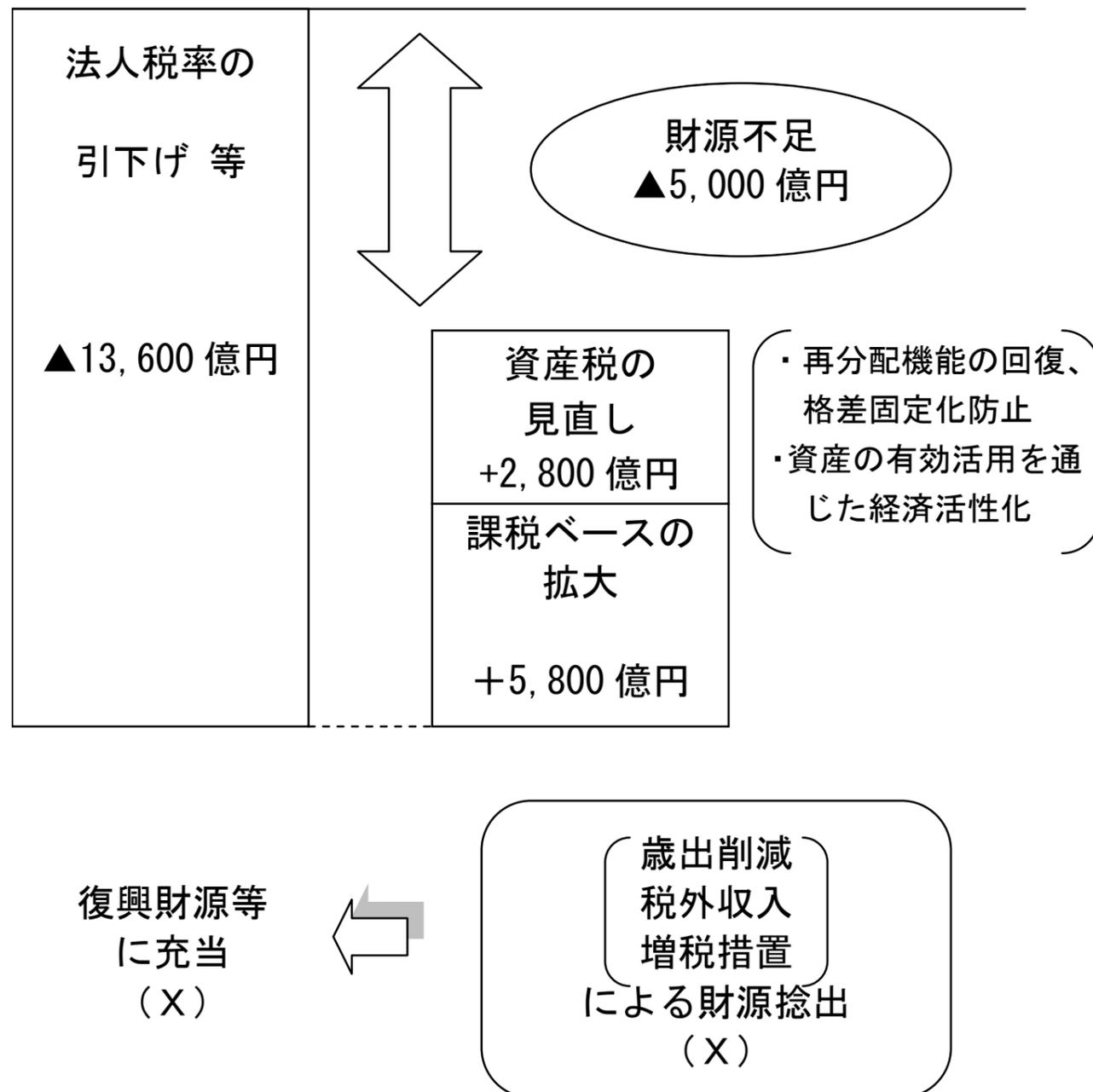
・納税義務者：たばこ税の納税義務者と同じ

・課税対象：たばこ税の課税対象と同じ

・課税標準：たばこ税の課税標準と同じ

平成 23 年度税制改正事項と復興財源との関係 (法人税・資産税)

[資産税の見直しを行った場合]



[資産税の見直しを行わない場合]

